

審 査 基 準

平成10年4月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第78条第5項
処 分 の 概 要： 道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官を含む。）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定める ことを要しない。）
標 準 処 理 期 間： 3日
申 請 先： 警察署交通課又は高速道路交通警察隊
問 合 せ 先： 警察本部交通規制課（電話022-221-7171） 警察署交通課又は高速道路交通警察隊（電話022-226-0582）
備 考：